

# 裁定制度と デジタルアーカイブについて



日本放送協会  
平成25年11月1日

## 1. 不明権利者の裁定制度について

---

- ◆ NHKの現状
  - 「大河ドラマ」を中心にNHKオンデマンド8番組、DVD4番組で裁定制度を利用
  - これまで裁定を申請した権利者は実演家のみ（不明者総数805名、1番組当たり68名）
  - 判明した権利者は12名
  - 裁定の手続きにかかる期間として、a R m aによる「相当な努力」に40日程度、文化庁への申請から担保金の決定までは2週間程度
- ◆ 課題
  - 経費や手間を考えるとすべての番組について裁定制度を利用することは難しい
  - 一度裁定を受けても、利用方法が異なる場合や許諾期間（例えば公衆送信については5年間を上限）を越えて利用する場合には、再度裁定申請が必要
  - 権利者が判明しても還付手続きが煩雑なため、補償金の額を考えると法務局に還付請求することは難しく、結局利用者が支払わざるを得ない
  - 不明者が判明することは少なく、その結果補償金の多くが国庫に入ることとなり、補償金が権利者のために活用される制度となっていない

## 1. 不明権利者の裁定制度について

### ◆ 今後の対応

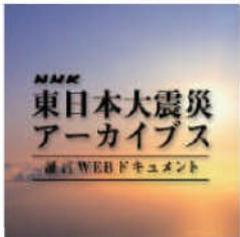
- 現行制度を簡素化・迅速化するための見直しについて
  - ・ ホームページへの掲載と同時に裁定の申請ができるようにするとともに、掲載期間を1年以上とする。
  - ・ 情報提供を求める方法として権利者団体のホームページも可とする。
  - ・ 同一の著作物の利用については裁定申請を不要とし、補償金の支払いのみとする。
  - ・ 相当な努力の要件のうち、「同種の著作物等の販売等を行う者への照会」は実効性がないため不要とする。
  
- 新たな対応策について
  - ・ 現行の裁定制度は権利者が不明であることを疎明することに労力をかける制度となっているが、不明権利者を無くすことや不明権利者に名乗り出てもらうことを目指す制度に見直すべきではないか。
  - ・ 例えば放送番組における不明権利者については、権利者が権利を行使するためには、権利者団体に権利を委任するか、または委任しない場合には指定された権利者団体に所在を登録することとし、そうでない場合は不明として扱う制度を検討してはどうか。

※ NHKとしても出来るだけ放送時に二次利用まで含めた許諾を得るようにしている。

## 2. デジタルアーカイブについて

NHKデジタルアーカイブス コンテンツ一覧		
		
<b>クリエイティブ・ライブラリー</b> NHKアーカイブスの番組や番組素材から切り出した映像や音声を、視聴者のみなさんの表現・創作活動に利用していただくための「創作用素材」として、インターネットを通じて提供するサービスです。	<b>エコチャンネル</b> NHKエコチャンネルは、環境情報専門の動画ポータルサイトです。自然・生き物、地球環境問題、エネルギー問題、節電、公害など、NHKで放送された環境に関する動画を、学校や自宅から、インターネットでいつでもご覧いただけます。	<b>戦争証言アーカイブス</b> 太平洋戦争の終結から67年の年月が過ぎ、戦争を体験した人々の証言が貴重なものになろうとしています。NHKでは、「戦争体験」を後世に伝えるために、体験者の兵士や市民の証言、戦争関連の番組などを「NHK戦争証言アーカイブス」で公開しています。

## 2. デジタルアーカイブについて

		
<p><b>東日本大震災アーカイブス</b></p> <p>2011年3月11日の「東日本大震災」で被災した人々の証言を中心にNHKが持つ震災に関する映像を公開し「あの日、何が起きた、人々はどう行動したのか」を知り、「復興の支援と明日の防災のために何ができるのか」をともに考えていくサイトです。</p>	<p><b>映像マップ みちしる</b></p> <p>NHKアーカイブスに蓄積された70万本以上の番組や、BSプレミアム「新日本風土記」から選りすぐった地域文化を紹介する映像をインターネットを介して視聴できるサービスです。</p>	<p><b>テレビ60年 特選コレクション</b></p> <p>「テレビ60年 特選コレクション」では、NHKが放送した代表的な番組・ニュースを検索し動画・静止画を見ることができます。番組の思い出や感想を書き込み共有できるページも用意されています。</p>